

埼玉だより 第109号

平成30年12月



今年度の健診はもう受けられましたか？

協会けんぽでは、被保険者（ご本人）様に「生活習慣病予防健診」、被扶養者（ご家族）様に「特定健康診査（特定健診）」を実施し、年度内に1回限り、健診費用の一部を補助いたします。

平成31年3月まで補助を受けられますが、健診機関の状況により、ご希望の健診機関で受診できない場合がありますので、お早目に受診いただきますようお願いいたします。

健診の流れ

健診機関から
健診キットや問診票
が届きます



生活習慣病予防健診 35歳～74歳の被保険者（ご本人）様

- 1 健診機関に受診日を予約
- 2 「申込書」を協会けんぽへ郵送
- 3 健診機関から届く案内にそって受診
- 4 健診実施機関から健診結果が送付されます

特定健康診査（特定健診） 40歳～74歳の被扶養者（ご家族）様

- 1 「受診券（セット券）※」がご自宅に届きます
- 2 健診機関に受診日を予約
- 3 「受診券（セット券）」と「保険証」を持って受診
- 4 健診実施機関から健診結果が送付されます

※受診券（セット券）…「特定健康診査受診券」と「特定保健指導利用券」が一緒になったもの。

- 健診機関一覧、費用等、詳細は健診のご案内またはホームページをご覧ください。
- 生活習慣病予防健診の申込書はホームページからダウンロードできます。

※受診券（セット券）につきましては、被保険者（ご本人）様のご自宅宛にお送りしております（なお、加入時期によって発送時期は異なります）。お手元がない場合は、保健グループ（048-658-5915）までお問い合わせください。

健診の受診率が保険料率に反映されます！

協会けんぽでは、平成30年度より「インセンティブ制度」が導入されました。この制度は、事業主様と加入者様の取り組みの実績を保険料率に反映させるもので、「生活習慣病予防健診」及び「特定健康診査（特定健診）」の受診率も評価項目に含まれています。

インセンティブ制度の5つの評価項目

- 1 特定健診等の受診率
- 2 特定保健指導の実施率
- 3 特定保健指導対象者の減少率
- 4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- 5 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用割合

評価項目1に
反映されます



平成29年度埼玉支部健診受診率

40.0%
全国平均：48.5%

健康診断を受診しましょう！

- 生活習慣病予防健診（被保険者様）、特定健診（被扶養者様）を受診しましょう。
- 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施している事業所は、協会けんぽ加入者様（40歳以上）の健診結果を協会けんぽへご提供ください。

事業主・加入者のみなさまへ マイナンバー制度の本格運用の開始について

平成29年11月から、一部の申請について、申請書等にマイナンバーを記入いただくことで、非課税証明書の添付の省略が可能となっております。

平成30年7月から、対象となる申請書を拡大して、試行運用をしておりましたが、平成30年10月から、本格運用が開始となり、税情報に関する情報連携が以下のとおり変更となりました。

本格運用（平成30年10月以降）

～情報連携の対象となる申請～

- ① 高額療養費
- ② 高額介護合算療養費
- ③ 食事療養標準負担額の減額申請
- ④ 生活療養標準負担額の減額申請
- ⑤ 基準収入額適用申請
- ⑥ 限度額適用・標準負担額減額認定申請

変更前

試行運用時（平成30年7月以降）は、①～④の70歳以上の低所得者Iに該当する方及び⑥の申請については、（非）課税証明書の添付が必要でした

本格運用後（変更後）

①～④の70歳以上の低所得者Iに該当する方及び⑥の申請についても

原則、（非）課税証明書の添付が不要になります。※

※ ①～④であっても、診療月（②は基準日）が平成29年7月以前の申請については、マイナンバーの情報連携が利用できないため、今後も引き続き、被保険者の（非）課税証明書等の添付が必要です。

※ マイナンバーをご記入いただく場合は、「番号確認書類」および「身元確認書類」を「本人確認書類貼付台紙マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」に貼付のうえ、申請書に添付してください。

「本人確認書類貼付台紙マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。

「医療費のお知らせ」をお送りします。

協会けんぽでは、加入者の皆様に、受診された医療機関でかかった医療費を確認していただくとともに、健康や医療に対する意識を高めていただくことを目的に、今年も被保険者（ご本人）様と被扶養者（ご家族）様の「医療費のお知らせ」を平成31年1月下旬頃から2月上旬頃に事業所宛に送付いたします。

対象期間

平成30年1月から平成30年11月までに協会けんぽで受付された診療報酬明細書（レセプト）が対象です。（主に加入者の皆様が平成29年11月から平成30年9月までの間に受診された分の診療報酬明細書（レセプト）をもとに作成しています）

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申請手続きに使用できます。

※確定申告に係るお問い合わせは税務署にお願いいたします。



事業所の担当者様へ

- ・事業所宛に送付いたしますので、開封せずに被保険者（ご本人）様にお渡しください。
- ・退職された方の「医療費のお知らせ」は開封せずに同封の返信用封筒でご返送をお願いいたします。

被保険者様へ

受診された記憶がない医療機関等が記載されていた場合は、レセプトグループ（048-658-5914）にご連絡ください。

 **全国健康保険協会 埼玉支部**
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒330-8686

埼玉県さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター（JACK 大宮）16 階



協会けんぽへの
各種申請手続きは
ご郵送でお願いします。

代表

保険証・保険給付金・任意継続の申請など

048-658-5919

レセプトグループ

交通事故・医療費通知など

048-658-5914

保健グループ

健診・保健指導・健康経営など

048-658-5915

企画総務グループ

健康保険委員・広報など

048-658-5918